

埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱

令和7年 3月 4日 決裁

(趣旨)

- 第1 県は、国産畜産物の生産・加工・流通体制の強化及び輸出拡大を図るため、輸出対応型の畜産物処理加工施設の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2 補助金交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、事業実施主体は別に定める日までに知事あて2部提出するものとする。
- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたって事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

- 第4 規則第4条第2項1号及び第2号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第5 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助事業の着手)

第6 事業実施主体は、補助事業に着手する場合は、原則として、第7の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、その旨を知事に届け出て、指示を受けなければならない。

(交付決定及び通知)

第7 知事は、第3第1項による補助金の交付申請があったときは、審査の上、補助すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、当該事業実施主体にその旨を通知するものとする。

2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする

3 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第3第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第3第2項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から14日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9 事業実施主体は、第7により交付決定の通知を受けた後、事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない

2 知事は、前項の申請があった場合、第7の規定を準用するものとする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 規則第11条の状況報告書の様式は様式第5号のとおりとする。事業実施主体は交付決定に係る年度の12月31日現在における遂行状況を様式第5号により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(概算払の請求)

第12 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求する場合には、様式第6号を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第13 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとし、事業実施主体は補助事業を完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）したときは、その日から20日後以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに知事に実績報告書を提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、当該事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに様式第8号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3第2項のただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3第2項のただし書に該当した事業実施主体において第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月15日までに同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号のとおりとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第15 事業実施主体は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第16 知事は、第9の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、規則第7条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、第2項の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び第3項の規定による加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第17 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に定める期間(以下、「処分制限期間」という。)とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間(以下、「農水処分制限期間」という。)とする。

3 規則第19条第1項第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しないで処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第18 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19 事業実施主体(ただし、市町村長を除く)は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の経由)

第20 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所管する家畜保健衛生所長を経由することとする。

(その他必要な事項)

第21 その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月4日から適用する。

別表（第2及び第5関係）

区 分	補助率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>対象事業 国交付等要綱に基づいて行う 輸出対応型畜産物処理加工施設 整備事業</p> <p>対象経費 輸出拡大に必要な輸出対応型 の食肉処理施設、畜産物加工施 設の整備、機械導入、機械器具 設備及び上屋等の整備に係る実 施設計費等</p>	<p>1/2以内</p> <p>ただし、 算出され た補助額 に1,000 円未満の 端数を生 じた場合 は、 当該端数 を切り捨 てるもの とする。</p>	<p>同一の施設及び設備 の設計単位ごとに次 に掲げる変更</p> <p>1 工事費の各費目 相互間における30 %を超える増減</p> <p>2 工事雑費以外の 経費から工事雑費 への流用</p>	<p>1 事業の中止又は 廃止</p> <p>2 事業実施主体の 変更</p> <p>3 事業費の30%を超 える増又は補助金 の増</p> <p>4 事業費又は補助 金の30%を超える減</p>

様式第1号（第3関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金交付申請書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名 称
役職・代表者

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

注）様式は次のとおりとする。

様式 A

- 4 その他知事が特に必要と認めるもの

注） 承認を受けた事業内容から変更があるときは、本文中の「令和 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付し提出すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

- 1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の対象となる事業の内容等
 (1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業		円	円	円	円	円	
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、畜産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
1 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	
合 計				

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付金事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 事業実施主体に対し交付金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。
なお、これらにより難い場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

様式第2号（第7関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金交付決定通知書

畜安第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、別紙のとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 経費の配分

経費の配分については、別紙のとおりとする。

4 事業実施主体の責務

事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱（令和7年3月4日付け畜安第1068号埼玉県農林部長通知。以下、「交付要綱」という。）、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜第1336号農林水産事務次官依命通知）並びに食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜1342号農林水産省畜産局長通知）に従わなければならない。

5 条件

- (1) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間または、農水処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第18で規定する期間整備保管しなければならない。
- (5) 事業実施主体は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (7) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業実施主体は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (9) 事業実施主体が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

別紙

事業内容	事業費	経費の配分		
		補助金	市町村費	その他
合計				

様式第3号（第9関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名 称
役職・代表者

令和 年度において、令和 年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金について、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

変更（中止・廃止）理由

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。
- 2 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。
- 3 補助金の額が増額する場合は、件名の「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業変更承認申請書」を「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します」を「埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたいので申請します」に書き換えること。

様式第4号（第10関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金遅延届出書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

（注）

- 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる事業毎に記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第5号（第11関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金遂行状況報告書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第11第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる事業毎に記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第6号（第11、12関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金概算払請求書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号で交付決定の通知を受けた 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業については、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第12第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を概算払で交付されたく請求します。

また、併せて令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	(A) 補助金	(B) 既受領額		遂行 状況報告 〇月〇日 現在の 出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 まで予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%		円	%	円	%		
計											

団体にあつては、

<振込先>金融機関名、支店名、口座種別・口座番号、口座名義

- (注) 1 事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金実績報告書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名 称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第13第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金 円の交付を請求します。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
（別表の事業名）	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

（注）補助金等については繰越分を除く金額を記入すること。

（注）精算額として補助金交付を請求しない場合は、「また、併せて精算額として埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を請求します。」を削除すること。

団体にあっては、

<振込先>金融機関名、支店名、口座種別・口座番号、口座名義

2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業実施実績書

記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。

- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- (2) 事業実施主体に対し交付金を交付している場合にあっては、別紙様式第1号の様式AのV-2の備考欄に、交付金の交付を完了した年月日を記載すること

3 添付書類

添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。

また、次の資料を添付すること。ただし、(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、(2)のみの添付も可能とする。

- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) 事業実績内訳明細書

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
年度終了実績報告書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名 称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業について、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金交付要綱第13第2項の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

（番 号）
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
名 称
役職・代表者

令和 年 月 日付け畜安第 号で交付決定通知のあった輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金について、埼玉県輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。（ただし、返還がある場合のみ記載すること））

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

様式第 10 号（第 14 関係）

令和 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
補助金交付額確定通知書

畜安第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知をした 年度輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

別紙（第 19 関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下 (5) (6) の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が (1) から (4) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1) から (4) までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5) に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：
